

書類の紛失について

5月15日（金）17時40分頃、総社町総社地内における水道管の折損事故発生の連絡を受け、緊急で現場対応が必要になったことから、氏名、住所及び水栓番号が記載されたA3サイズ縮尺1000分の1の水道管路地図（以下、マッピングという。）を6枚印刷し、紙のまま携帯し、現場での対応を実施。現場対応終了後に、1人の職員が折りたたんでしまっていたマッピングを無くしたことに気が付き、現場周辺を探しましたが見つからず紛失したものです。

1 紛失した書類

246人分が記載されたマッピング1枚

2 原因

現場に持ち出す際、ファイルに綴じずに持ち出したことに伴い、マッピングの管理が疎かになってしまったことによるものです。

3 該当者への対応

該当者へは、5月22日（金）付けでお詫び文を送付する予定です。

4 再発防止策

（1）マッピングを持ち出す際は、必ず名前が記載されていないものを携帯する。

（2）マッピングを外部に持ち出す際は、必ずファイルに綴る。

（3）注意喚起を促す文書を作成し、水道局職員全員に個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

5 その他

紛失した書類については、警察に遺失物の届け出をしています。

本件に関するお問い合わせ先

水道整備課 計画管理係・維持修繕係

電話 内線 / 3033・3021

外線 / 027-898-3033・027-898-3022